

第34回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和2年4月6日(月)午後1時30分より、第34回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

- 第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について
第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

- 1番 久世谷 幸治 2番 多田 岳史 3番 徳田 明子 4番 中林 和夫
6番 井内 英樹 7番 多羅尾 英樹 8番 中西 秀友 9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一 11番 高田 悦和 12番 小島 佳剛 14番 山本 晃一郎

(欠席委員)

- 5番 古川 嘉嗣 13番 水主 哲寛

(農地利用最適化推進委員)

- 北浦 荘平 村田 昇造 江口 淳司 水谷 修

(事務局)

- 土肥 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は古川委員、水主委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 2 名、欠席委員 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 3 4 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、井内委員、多羅尾委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、多羅尾委員、中西委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 2 件をご説明申し上げます。</p> <p>【第 1 号議案、 1 番から 2 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号 1 につきましては、譲渡人は後継者がなく営農が困難になったため、譲受人は営農規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号 2 につきましては、譲渡人は遠隔地により営農が困難になったため、譲受人は営農規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>以上 2 件につきましては、譲受法人が経営する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、多羅尾委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
多羅尾委員	<p>報告します。去る 3 月 2 5 日、事務局の案内で中西委員と現地調査に行つてま</p>

	<p>いりました。</p> <p>番号1の伊勢田町 及び の利用状況ですが、水稻の刈り取り跡があり、畦の草刈りも含めてきれいに管理されていました。</p> <p>番号2の伊勢田町 の利用状況ですが、水稻の刈り取り跡があり、畦には少し雑草が生えておりましたが問題になる程ではなく、きれいに管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。</p> <p>【第2号議案、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、ふるい土、いわゆる真砂土を保管するため、露天資材置場を設置するものです。</p> <p>本件につきましては、隣接農地の所有者から転用の同意を得ておられます。また、隣接農地への被害防除のため、整地による土砂の流出防止、散水による飛散防止に努めるよう計画されています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中西委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中西委員	<p>報告します。去る3月25日、事務局の案内で多羅尾委員と現地調査に行っていました。</p>

	<p>番号1の西笠取 及び の利用状況ですが、水稻の刈り取り跡があり、畦の草刈りも含めて適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>次に、「第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>【第3号議案、1番を別添議案書をもとに朗読】</p>
	<p>番号1につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中西委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中西委員	<p>報告します。去る3月25日、事務局の案内で多羅尾委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の広野町 及び の利用状況ですが、果樹園として管理されており、栗、柚子、柿、梅の木が植わってありました。一部ビニールハウスが建っている部分と、30㎡ほどの広さで葉物の野菜が栽培されている部分がありました。雑草も生やさずきれいに管理されていました。</p>

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第3号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>農小屋の部分は証明を受ける部分から除かれてますが、地図上には描かれていないんですか。</p>
局 長	<p>地図上では農小屋が記載されておりませんが、位置としましては、地図番号2の南角にあります。</p>
水谷推進委員	<p>地図上で分かるように農小屋の部分を描いておくべきです。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって、「第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、第1号報告及び第2号報告を一括してご説明申し上げます。</p> <p>「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>【第1号報告、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、農地法に基づく転用届を知らずに先代が自己所有の賃貸共同住宅専用駐車場として整備されたため、顛末書が提出されております。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>次に、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」2件を</p>

	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>【第2号報告、1番から2番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、雨水は東側道路側溝にて処理されます。</p> <p>番号2につきましては、雨水排水は前面側溝にて処理されます。</p> <p>以上2件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。
水谷推進委員	第1号報告の番号1は隣接マンションの専用駐車場とのことですが、地目が農地のまま相続登記がなされているんですか。
局長	そうなります。
水谷推進委員	進入路を確保しないとマンションは建てられませんので、建築前に当該地についても手続きがされているはずじゃないんですか。
議長	本来は駐車場として整備する前に届出が必要ですが、先代が農地法を知らなかったため届出をせずに転用してしまっていたとのことで、この度顛末書が添付されております。
議長	他にご意見等はございませんか。
	なしの声
議長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。

(午後1時50分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____